

電気通信事業法施行令の一部を改正する政令要綱

第一 電気通信事業法施行令の一部改正

海上交通安全法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十二号）の一部の施行に伴い、水底線路の保護区域内における船舶のびよう泊等の行為が許容される場合として航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）の規定による届出に係る行為を行う場合を追加すること。

（本則関係）

第二 施行期日

この政令は、海上交通安全法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行すること。

（附則関係）